

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						意見項目 (タイトル)	内容	回答（案）
1	実施方針(案)	2	第1	7					事業期間	事業者提案では工期短縮提案も考えられ、工期短縮により維持管理業務を予定より前倒して開始できればLCC低減に大きく貢献できます。よって工期短縮は技術提案によって評価（加点）されるべきものと考えますが如何でしょうか。	ご意見として承ります。
2	実施方針(案)	3	第1	8	(2)				物価変動による単価の改定	物価変動による単価改定の基準を項目毎に事前に定めておくことで、客観的な基準での判断が可能になると考えます。労務単価は当該時期の国交省電工単価、薬品費は総務省物価指数、電力単価は既存契約電力会社（あるいは関西電力）の公表する数値等を基準とすることを提案します。	入札公告時に示します。
3	実施方針(案)	3	第1	8	(2)				物価変動による単価の改定	受託者で許容する物価変動リスクを明確化するために「項目ごと基準値の増減2%までを受託者負担とし、これを超過する場合は貴市の負担とする」等の明確な判断基準を事前に設定しておくべきと考えます。	入札公告時に示します。
4	実施方針(案)	3	第1	8	(2)				物価変動による単価の改定	単価の改定を想定する項目は、労務単価、電力単価、薬品単価と考えます。特に電力については、基本料金以外にも燃料調整費、再エネ賦課金の変動を想定すべきと考えます。	入札公告時に示します。
5	実施方針(案)	10	第3	3	(1)	ア			参加資格要件	建設JV構成員の1企業（1構成員）が、複数の工事の設計業務を担うこと（例えば、機械設備工事の設計・建設を担う構成員が土木工事及び建築工事の設計業務を担うこと）は問題ないものと読み取れます。 上記のようなスキームは、今般のDBO事業においては採用されている他事例もございますので、承諾いただきますようお願い致します。 万一、上記の「問題ないもの」との認識に誤りがありましたらご教示いただけますようお願い致します。	実施方針（案）に関する質問に対する回答No13を参照ください。
6	実施方針(案)	10	第3	3	(1)	ア			参加資格要件	上記質問と重複しますが、本事業建設工事は、各工種の設計業務が密に連携する必要があり、加えて各工種を一括発注する発注方式から考えても、設計業務の担当企業は、工種毎に分けるよりも1企業が一括して行う方が、より効率的で経済的であると考えます。よって1企業による複数工種の設計業務実施を認めて頂くことを要望します。	実施方針（案）に関する質問に対する回答No13を参照ください。
7	実施方針(案)	10	第3	3	(1)	イ			設計業務の実施を担う者の要件	設計業務を(ア)施工業務の実施を担う者が行う場合、(イ)全部又は一部を建設JV構成員の建設コンサルタントが行う場合、(ウ)一部を委託する場合のいずれにおいても、技術士の在籍数に限られていますので、本事業建設工事の特性から考えても土木設計と建築設計については兼務でも問題無いと考えますが如何でしょうか。	実施方針（案）に関する質問に対する回答No16を参照ください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						意見項目 (タイトル)	内容	回答（案）
8	実施方針（案）	19	第5	4					維持管理業務委託契約の締結	「SPCを設立する場合、SPCの構成企業となる企業は維持管理業務委託契約の締結後、SPCを設立した際にその地位をSPCに譲渡するものとする。」とありますが、地位譲渡を行うよりも、SPCの設立を待って貴市とSPCの間で直接維持管理業務委託契約を締結の方が簡便な場合もあるかと存じますので、その方法もご検討頂きますようお願い致します。	ご意見として承ります。
9	実施方針（案）	19	第6	1					著作権	「審査結果の公表において必要な場合には・・・」とありますが、貴市が公表等をする場合は、事前に入札参加者との協議及び了承を得るようお願いいたします。	ご意見として承ります。
10	実施方針（案）	別紙2	共通	物価変動					物価変動リスク	維持管理業務開始が令和11年度を予定されており、当該業務の契約締結は令和5年2月下旬となっています。維持管理業務の契約および業務開始までにかなりの時間があり、その間、物価も大きく変動するものと推測されます。よって、当該時期の総務省の物価指数や国交省の電工単価等、客観的な数値に基づき精査し、維持管理業務の開始時点で契約変更するのが望ましいと考えます。	物価変動について、詳細は入札公告時に示します。
11	実施方針（案）	別紙2	5,6						法制度	法令等の新設・変更リスクは事業者にてコントロールすることが不可能なため、事業に直接影響を及ぼすか否かに関わらず、貴市負担として頂けないでしょうか。	本事業に直接関わる法制度・許認可の新設・変更は本市のリスクとした上で、その他は本事業に限らず広く一般に影響を与えるものであるため、事業者の負担とします。
12	実施方針（案）	別紙2	7,8						税制度	事業者が過度なリスク費を見込むことで事業費が高騰することを避けるため、「上記以外」ではなく、「事業者の利益の利益にかかる税の変更によるもの」を事業者負担として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
13	実施方針（案）		別紙2	No. 10					住民対応	「事業者が行う業務（設計、施工、維持管理等）に起因する住民反対運動・訴訟・要望等」が事業者のリスク負担とされておりますが、事業者が要求水準を遵守して業務を実施しているにもかかわらず、住民の反対運動・訴訟・要望等が発生した場合、それは、本事業を実施すること自体に対する反対運動等であると考えられますので、そのリスクは貴市にてご負担頂くのが合理的なリスクの分担ではないかと考えます。	発生した事業を把握したうえで、適切な負担者を決定します。
14	実施方針（案）		別紙2	No. 35					技術進歩	「技術進歩に伴い、本事業の新設設備の内容に変更が必要となる場合」が事業者のリスク負担とされておりますが、新設設備であると既存設備有るとを問わず、新たな設備投資になりますので、その費用については、貴市にてご負担頂くのが合理的と考えます。	技術進歩等により、事業者が提案時に想定していた事業費よりも割高になると事業者が判断し、自ら新技術等への変更を要望する場合のコスト負担として理解してください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	対応箇所						意見項目 (タイトル)	内容	回答（案）
15	実施方針（案）	別紙2	38						契約締結	議会の議決が得られず、契約が結べない場合は貴市の負担として頂けないでしょうか。	本市の責に帰すべき事由によるものは、本市の負担とします。
16	実施方針（案）		別紙2	No. 71					ユーティリティ・薬品等のリスク分担	使用量の変動リスクは事業者負担となっていますが、対象処理汚水量によりユーティリティ使用量は変動します。汚水量の大幅な変動に伴う変動リスクは委託契約における委託費の変更要件に基づき貴市のリスクとしていただきますようお願い致します。	ご意見として承ります。
17	実施方針（案）		別紙2							新型コロナウイルス感染症について、次々と変異株が発生している現状に鑑みますと、事業者として採り得る対策にも限界があります。つきましては、工事現場や維持管理業務の対象施設における新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、工事又は維持管理業務の継続が不相当と認められる場合、工期の延長や請負代金の変更、債務の履行義務を免除頂く等、必要と認められる対応を行って頂きますようお願い致します。	発生した事象を把握したうえで、適切な負担者を決定します。